

(証券コード 9078)
平成30年6月8日

株 主 各 位

岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地

株式会社 **イスライン**
取締役社長 山 口 嘉 彦

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時25分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11
じゅうろくプラザ 5階 大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第79期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://sline.co.jp/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載していません。
なお、会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知に記載の内容のほか、この連結注記表および個別注記表も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://sline.co.jp/>）に掲載させていただきますので、ご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、個人消費の伸び悩みや、海外の政治・経済の不確実性や地政学リスクの高まりもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。当社グループの主要な事業であります物流関連業界におきましては、宅配業界の運賃値上げや物量抑制の実施が、物流業界全体に影響したことにより、運賃値上げに向けた動きが荷主企業にも浸透したために、運送収入は増加傾向で推移いたしました。しかしながら、労働力不足、特にドライバーの人手不足はますます深刻化し、新規採用や現有ドライバーの雇用確保のための人件費や、輸送力確保のための備車費・外部委託費・支払中継料が増加し、さらには燃料単価の上昇による燃料費の増加等もあって、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、2年目となります中期経営計画（スローガン：「エスラインブランドの確立に向けて」）の達成に向け、各施策を着実に実行し、企業価値の向上に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

当社は、昨年3月10日、会社設立70周年にあたる記念すべき日に東京証券取引所市場第二部に上場を果たし、その1年後の本年3月20日には東京証券取引所および名古屋証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係者の皆様の温かいご支援、ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

このような状況下での、当連結会計年度の業績は、営業収益468億58百万円（前期比5.4%増）、営業利益14億55百万円（前期比2.0%増）、経常利益15億25百万円（前期比0.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9億86百万円（前期比19.4%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

[物流関連事業]

物流関連事業の主な事業収益は、貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業等があります。

トラックによる企業間輸送を主とする輸送サービス部門では、適正な水準への運賃改定と諸料金の収受に向けた営業活動を積極的に進めてまいりました。運賃改定の取り組みにつきましては、全荷主企業を対象に積極的に取り組んだ結果、これまでに約45%のおお客様にご理解いただき、5億61百万円の収入増となりました。また、貨物輸送量増加への取り組みとし

では、港湾地区での海貨貨物や、量販店・大手小売店への一般消費財の貸切輸送を取り込んだ結果、4億64百万円の収入増となりました。一方、フォワーダー事業立ち上げのために開設した「総合配車センター」（㈱エスラインギフの中部本部内）は体制が整わず、十分な成果を得ることが出来ませんでした。また、輸送体制面では、長距離運行における労働時間短縮とドライバー不足の課題解決のために、岐阜から九州への週末の下り便の2運行をJRコンテナに切り換えるモダルシフトを昨年末から試験的に開始いたしました。

商品保管や物流加工を行う物流サービス部門では、㈱エスラインギフおよび㈱スリーエス物流でそれぞれ大手荷主が撤退したことにより大幅な減収を見込んでいました。この減収分を補うために、大手流通グループの専門店や量販店向けアパレル関連商品の物流加工業務の受注を増やしたり、カーディーラーとタイアップした、家用車の夏・冬タイヤの保管とタイヤ入替時の配送サービスを岐阜地区で開始しましたが、前期と比べてわずかの減収となりました。

大型商品等の個人宅配と引越しを行うホームサービス部門では、お取引のある家電量販店での白物家電等の販売が好調であったことから、配送および設置業務の増加に加えて、配送料金の値上げや、大型商品貨物の倉庫から配送センターまでの幹線輸送業務を受託したこと等により増収となりました。また、㈱エスラインギフ家電物流事業部におきまして、大型商品の取り扱い品目を増やすためにユニック車を導入し、さまざまな配送形態への対応にも取り組んでまいりました。

また、引越しサービスの拡大につきましては、一般家庭の引越しにとどまらず、引越し業者との協同輸送や、輸送サービス事業で、お取引のある企業等の社員の転勤に伴う単身者や家族の引越し、さらには、工場や事務所の移転・移設作業等の企業向け引越しにも注力してまいりました。この結果、引越しサービス全体で2億40百万円の収入となりました。また今期から、物流サービス開発センターでは、引越しや大型商品の設置サービスに関する料金見積もりや、配送・設置作業の実技訓練、接客マナーの習得等を目的とした研修施設「引越研修センター」を㈱エスラインギフ内に開設し、当社グループ各社から選抜された営業マンや配送スタッフを集めた講習会を実施し、作業品質の維持向上にも努めてまいりました。

さらに、輸送サービス・物流サービス・ホームサービス・引越しサービスの各サービス部門の営業拡大を図るために、営業情報や現場作業の中で得た知識・経験値を全社員で共有するための情報公開サイト「SL-PORTAL」を開設し、情報発信に努めてまいりました。

一方、費用面では人材確保のための人件費や、取扱い貨物量の増加による備車費・外部委託費や、燃料単価上昇による燃料費の増加、前期からの設備投資による減価償却費等の増加、また、人事情報を一元管理する「人事管理システム」、資金運用や支払業務を一元管理する「資金運用システム」、「債務システム」を導入し、エスライングループの組織体制や事務作業手順の統合・再編を進めてまいりました。

この結果、物流関連事業の営業収益は460億4百万円（前期比5.5%増）となりました。

[不動産関連事業]

不動産関連事業におきましては、当社グループにて保有している不動産の有効活用を図るために、外部への賃貸事業を営んでまいりました。今期は賃貸物件の増減はありませんでした。

たが、一部の物件について賃料見直し等があり減収減益となりました。

この結果、不動産関連事業の営業収益は4億59百万円（前期比1.6%減）となりました。

[その他事業]

主に、旅客自動車運送事業および売電事業を営んでおります。旅客自動車運送事業におきましては、岐阜市内の高校や近隣の大学の通学バスおよび冠婚葬祭時の送迎バス、さらには競輪場のファンバス等、地元に着した運行業務に取り組んでまいりました。今期は競輪場のファンバスの運行増により、増収となりましたが、人件費・修繕費の増加に加えて、車両購入による減価償却費が増加したことにより、増収減益となりました。

また、売電事業におきましては、(株)エスラインギフの名古屋第1・第2センター、豊橋支店、豊田支店、豊田センターおよび(株)スリーエス物流の本社第1センターの計6か所で発電を行っております。（総発電量1,333.96kW）

この結果、その他事業の営業収益は3億94百万円（前期比2.0%増）となりました。

セグメント別営業収益

区 分	前連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)		当連結会計年度 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)		前期比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
物 流 関 連 事 業	百万円 43,624	% 98.1	百万円 46,004	% 98.2	% 5.5
不 動 産 関 連 事 業	466	1.0	459	1.0	△1.6
そ の 他 事 業	386	0.9	394	0.8	2.0
合 計	44,478	100.0	46,858	100.0	5.4

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は、12億84百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に取得した主要な設備

車両128台（大型車21台、4t車42台、2t車33台、2t車未満14台、バス6台、フォークリフト12台）を購入いたしました。

② 当連結会計年度中において実施した重要な固定資産の撤去

新たに営業用倉庫を建築するために、旧来からの連結子会社(株)エスラインギフ厚木支店内倉庫（486.0㎡）の取り壊しをいたしました。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成29年9月4日を払込期日とする公募増資および平成29年9月27日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、550,000株の新株式を発行し、598百万円の資金調達を行いました。

なお、当連結会計年度中の設備投資に要した資金は、公募増資および第三者割当増資により調達した資金ならびに自己資金を充当しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済の回復基調と企業業績の拡大、雇用情勢の改善を背景に、景気は緩やかな成長が続き、国内貨物輸送量は前年を上回ると考えられます。しかしながら、物流関連業界全体の運賃の改定・上昇に伴う、外部委託先や中継会社からの値上げ要請への対応や、労働力不足や労働時間短縮を図るための労働環境の改善への取り組み、安全運転や環境に対応した車両の購入や、安全装置の導入等、コスト増加の要因が見込まれ、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続くことが予想されます。

このような環境のなか、当社グループでは、平成28年度を初年度とする3ヶ年の中期経営計画の最終年度を迎えます。中期経営計画として策定した具体的な行動計画に基づき、以下の取り組みを行ってまいります。

- ①輸送サービス部門では、人員の安定確保と輸送供給力を確保するために、適正運賃への改定や諸料金の収受に向けた交渉を継続して取り組んでまいります。また、「総合配車センター」の体制再整備を行い、当初計画したフォーワダー事業に再度取り組んでまいります。さらに本年10月に関西地区の特積み拠点の強化と配送網の充実、増床による営業力強化を目指して、(株)エスラインギフ西淀川支店（大阪市西淀川区）を、同地区で新築移転して、収入拡大に取り組んでまいります。
- ②物流サービス部門では、当社が得意とするアパレル関連の、商品保管・物流加工・配送までを請け負う、一貫物流サービスの獲得に向けた営業活動を進めてまいります。併せて本年11月に新築移転予定の(株)スワロー急送の本社物流センターが、安定した収入と利益を生み出すために「物流サービスWG」とともに顧客獲得に向けて取り組んでまいります。また、本年10月に稼働する(株)エスラインギフ豊田第2センターにおいても、豊田第1センター同様、自動車関連部品等の保管・配送業務を行い収入増に努めてまいります。
- ③ホームサービス部門では、関東・中部地区に留まっているツーマン配送での宅内配送エリアを関西・九州地区にも拡大展開してまいります。また、引越しブランドであります「スワロー引越便」の事業化に向けて、積極的なPR活動と営業活動を行うとともに、社内では、情報公開サイト「SL-POR T A L」を活用し、引越しやツーマン配送時の作業手順や留意点等の動画配信や、「引越研修センター」での実技訓練を重ねること等により、作業レベルの質的向上を図ってまいります。

④新たなサービスや作業時間短縮に向けた情報システムの構築を進めてまいります。

「スワロー引越便」の拡大・事業化を目指して、引越しの見積りから配送管理や請求・回収管理まで一連の引越業務を支援する情報システムの構築や、現場作業の早期作業終了、幹線車両の早期出発を図るために、当日の輸送（集荷）貨物量を早期に収集して、幹線車両への適切な配車指示や、車両ごとの積載スペースの調整を可能にする「輸送貨物量の見える化」を実現する情報システム等を構築してまいります。

安全面では、前期より試験運用してまいりました眠気検知システムを(株)エスラインギフの全ての幹線便に導入いたしました。このシステムは乗務員の眠気状態を事前に検知した場合、本人および運行管理者に通知するとともに、日々蓄積したデータにより乗務員個々の運転特性を分析して、最適な運行指示を実現するもので、このシステムの活用により、乗務員が安全で安心して運行できる環境を構築してまいります。

これらの実行計画を着実に進めることにより、経営目標の達成と企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第76期	第77期	第78期	第79期(当連結会計年度)
		平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
営 業 収 益 (百万円)		44,302	44,267	44,478	46,858
経 常 利 益 (百万円)		1,328	1,580	1,519	1,525
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		1,595	1,123	1,224	986
1株当たり当期純利益(円)		153.82	110.28	117.29	91.24
総 資 産 (百万円)		31,502	31,775	32,818	34,054
純 資 産 (百万円)		17,217	17,947	18,653	20,105
1株当たり純資産額(円)		1,615.57	1,694.10	1,768.90	1,822.48

(注) 当社は、平成27年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。

「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」については、第76期(平成27年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定し、記載しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第76期	第77期	第78期	第79期(当期)
		平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
営 業 収 益 (百万円)		472	585	579	626
経 常 利 益 (百万円)		252	358	340	378
当 期 純 利 益 (百万円)		818	173	365	391
1株当たり当期純利益(円)		78.88	17.01	34.97	36.23
総 資 産 (百万円)		10,894	9,789	10,364	11,233
純 資 産 (百万円)		9,511	9,406	9,949	10,699
1株当たり純資産額(円)		931.40	928.13	943.48	969.89

(注) 当社は、平成27年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。

「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」については、第76期(平成27年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定し、記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エスラインギフ	50 ^{百万円}	100.00 %	貨物自動車運送事業 旅客自動車運送事業
株式会社エスライン九州	80	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社エスラインヒダ	55	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社スリーエス物流	50	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社エスライン奈良	20	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社スワロー物流東京	20	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社エスライン郡上	10	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社スワロー急送	10	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社エスラインミノ	10	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社エスライン各務原	10	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社エスライン羽島	10	100.00	貨物自動車運送事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、純粋持株会社としてエスライングループ各社の経営指導および運営管理を行っており、また、同グループ各社は小口商業貨物・貸切貨物・引越貨物・宅配貨物等の貨物自動車運送事業、倉庫業、旅客自動車運送事業、自動車整備事業、不動産賃貸業、情報処理サービス業、損害保険代理業等を行い、各社がそれぞれの区域と分野を分担しながら有機的に結合し、相互に協力して事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所等

① 当社

岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地に本社を置き、エスライングループ全体を統括管理いたしております。

② 子会社

主要な拠点等

会社名	主要な事業内容	車両台数	主要な営業所
株式会社エスラインギフ	貨物自動車運送事業	1,320 ^台	札幌市、川口市、東京都江東区、浜松市、清須市、岐阜県羽島郡岐南町、京都市、大阪市、福岡市
	旅客自動車運送事業	47	岐阜県羽島郡岐南町
株式会社エスライン九州	貨物自動車運送事業	149	鹿児島市、宮崎市、熊本市、鳥栖市
株式会社エスラインヒダ	貨物自動車運送事業	221	高山市、富山市、岐阜県羽島郡岐南町、中津川市
株式会社スリーエス物流	貨物自動車運送事業	105	一宮市、四日市市
株式会社エスライン奈良	貨物自動車運送事業	81	天理市
株式会社スワロー物流東京	貨物自動車運送事業	49	川口市
株式会社エスライン郡上	貨物自動車運送事業	44	郡上市
株式会社スワロー急送	貨物自動車運送事業	39	岐阜市
株式会社エスラインミノ	貨物自動車運送事業	77	岐阜県羽島郡岐南町
株式会社エスライン各務原	貨物自動車運送事業	60	各務原市、愛知県丹羽郡大口町
株式会社エスライン羽島	貨物自動車運送事業	50	羽島市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数の状況

	従業員数	前期末比増減
合計	2,100名	17名(減)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。
2. 臨時従業員の年間平均雇用人員数は、1,290名であります。(1日8時間換算)

② 当社の従業員数の状況

純粋持株会社であり業務を委託しているため、従業員はおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社大垣共立銀行	595 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	359
みずほ信託銀行株式会社	212
株式会社十六銀行	175

- (注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,847,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,095,203株（自己株式288株を含む）
 (注) 平成29年9月4日を払込期日とする公募増資および平成29年9月27日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は550,000株増加しております。
 (3) 株主数 3,239名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 美 美 興 産	1,323 ^{千株}	11.92 %
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	500	4.51
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	500	4.50
株 式 会 社 十 六 銀 行	493	4.45
エ ス ラ イ ン 従 業 員 持 株 会	401	3.61
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	385	3.47
王 子 運 送 株 式 会 社	364	3.28
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	363	3.27
株 式 会 社 市 川 工 務 店	320	2.88
村 瀬 博 三	311	2.81

- (注) 1. 持株比率は、自己株式288株を控除して計算しております。
 2. 自己株式数には、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」のために設定した、みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））が所有する当社株式63,100株は含まれておりません。
 3. 有限会社美美興産は、当社代表取締役である山口嘉彦およびその親族が株式を保有する資産管理会社であります。
 4. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。
- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
※取締役社長	山 口 嘉 彦	(株)エスラインギフ 取締役社長 (株)エスライン九州 取締役会長 (株)エスラインヒダ 取締役会長 (株)スリーエス物流 取締役会長 (株)エスライン奈良 取締役会長 (株)スワロー物流東京 取締役会長 (株)エスライン郡上 取締役会長 (株)スワロー急送 取締役会長 (株)エスラインミノ 取締役会長 (株)エスライン各務原 取締役会長 (株)エスライン羽島 取締役会長
取締役副社長	村 瀬 博 三	管理部門統括
取 締 役	桑 原 等	輸送関連業務担当 (株)エスラインヒダ 取締役社長
取 締 役	白 木 武	経営企画・財務・I R・統制業務担当
取 締 役	加 藤 孝 一	輸送関連業務担当 (株)スリーエス物流 取締役社長
取 締 役	青 木 浩 一	総務・法務・広報業務担当
取 締 役	堀 江 繁 幸	輸送業務担当
取 締 役	村 瀬 明 治	輸送業務担当
取 締 役	笠 井 大 介	輸送業務担当
取締役(監査等委員・常勤)	辻 上 忠 範	
○取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 正	(株)秋田屋本店、日本養蜂(株)、ハネックス(株) 代表取締役社長
○取 締 役 (監 査 等 委 員)	岡 本 実	(株)アクト・デザインズ 代表取締役会長

- (注) 1. ※印は、代表取締役であります。
 2. ○印は、社外取締役であります。
 3. 監査等委員 辻上忠範は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
 4. 社外取締役 中村 正および岡本 実は、当社が上場する金融商品取引所(株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所)に対し、独立役員として届け出ております。
 5. 岡部武廣は、平成29年6月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任いたしました。
 6. 当事業年度中の取締役の担当の変更
 平成29年6月29日付で、取締役の担当が次のとおり変更となりました。

氏 名	新	旧
村瀬博三	管理部門統括	管理部門統括兼財務・経理業務担当
白木 武	経営企画・財務・I R・統制業務担当	経営企画・統制業務担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	10名	46百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	15百万円 (3百万円)
合 計 （うち社外取締役）	13名 (2名)	61百万円 (3百万円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額1億円以内（賞与を含む。）と決議いただいております。
また、報酬限度額とは別枠で、平成29年6月29日開催の第78期定時株主総会において決議いただき導入した業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））に基づき、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額は、次のとおりであります。
・取締役9名 3百万円
2. 監査等委員の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額2,000万円以内（賞与を含む。）と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額として、次の金額を含んでおります。
・取締役12名 5百万円（うち社外取締役2名 0百万円）
4. 上記の取締役の報酬等の額のほか、平成18年6月29日開催の第67期定時株主総会における、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、平成29年6月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、平成29年8月に退職慰労金として1百万円支払っております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 中村 正 氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
(株)秋田屋本店、日本養蜂(株)、ハネックス(株)の代表取締役社長であります。当社との間には特別の利害関係はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会22回のうち21回に出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、必要な意見を述べております。

(イ) 監査等委員会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査等委員会14回のうち13回に出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

エ. 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 社外取締役 岡本 実 氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

(株)アクト・デザインズの代表取締役会長であります。当社との間には特別の利害関係はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会22回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、必要な意見を述べております。

(イ) 監査等委員会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

エ. 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

36百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務（株券等の発行に係るコンフォートレター作成業務）を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合および継続監査年数等を勘案しまして、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(6) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) **責任限定契約の内容の概要**

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(8) **当社子会社の会計監査人の状況**

該当事項はありません。

(9) **当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項**

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. エスライングループ各社は、在籍者全員に対し、「国内の法令、定款、社内規程および企業倫理の遵守」（以下、「コンプライアンス」という。）を徹底し、オープンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される会社を目指すことを基本方針とする。

この基本方針に基づき、エスライングループ各社は、コンプライアンス推進規程およびコンプライアンス実践の基準を定める「社員行動基準」を制定する。

イ. 万一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会を開催し、当該事態の対応と処分および再発の防止を審議する。

ウ. エスライングループ各社は、証券取引に関連する法令および証券取引所の諸規程を遵守するとともに、インサイダー取引規制に関し厳重に管理する。

当社は、エスライングループ各社に関する経営関連情報の公正かつ適時、適切な開示を実施する。

エ. エスライングループ各社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア. 取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会）での決議状況および各取締役の業務執行の決裁状況ならびにその監督等に係る情報・文書等は、取締役会規程、役員会規程および稟議規程ならびに文書管理に関する社内規程に従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。なお、取締役は、これらの情報・文書等を常時閲覧できるものとする。

イ. 内部統制担当取締役は、必要に応じて職務執行情報の保存および管理の運用状況に関する検証と各規程等の見直しを行い、取締役会への報告を行う。

ウ. コンプライアンスに関する事態が発生した場合において、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会および当社）への報告事項とする。

- ③ 当社または子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
エスライングループ各社は、経営を取巻く各種リスクを分析し、事業の円滑な運営に重大な影響を及ぼす損失に適確に対処し、株主、顧客および社員の安全と損失の低減および再発の防止を図り、事業継続を可能にすることを目的とした「リスクマネジメント基本方針」ならびに「リスク管理諸規程」を制定する。これに基づき、エスライングループ各社は、リスクカテゴリー毎の責任部署等を定め、リスクマネジメント推進活動を積極的に展開する。
当社の「総務・法務・広報業務」担当取締役は、内部監査等により「法令および定款」違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為等が発見された場合には、当該危険の内容およびそれらがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制担当取締役に通報される体制を構築する。
また、大規模な事故、災害等が発生した場合は、直に対策本部を設置し、状況の把握、初期対応の実施および再発の防止を行う。
- ④ 当社または子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア. 経営計画のマネジメントについては、エスライングループ各社の年度計画に基づき、業績目標および予算を提示し、それぞれの事業会社または事業セグメント等の業務執行を委託された取締役および経営執行責任者が、決定された目標達成のための活動を行う。
また、内部統制担当取締役は、設定した目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じて定期的に検証を行う。
イ. 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程で定める取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会）への付議事項に関し、当該事項を漏れなく付議することを遵守し、議題の審議に関する十分な資料が事前に役員に配付される体制を構築する。
ウ. 日常の職務執行に際しては、職務分掌等に基づき権限の委譲が適正に行われ、稟議規程に定める決裁基準等に基づき決裁権限のある責任者が適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア. 当社は、エスライングループの内部統制を担当する「統括管理部署」を設置し、エスライングループ各社への指導・支援を実施する。
イ. 統括管理部署は、エスライングループ各社の管理規程の作成を指導し、エスライングループ各社における取締役の重要な業務執行に関する事前報告体制および意思決定体制を構築する。
ウ. 当社は、内部統制担当取締役がエスライングループの内部監査を担当する部署との十分な情報交換を行い、エスライングループ各社間における不適切な取引または会計処理を防止するための「内部監査体制」を構築する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会の職務の補助者は内部監査担当とする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務の補助者は、専任とし、その具体的な内容については、監査等委員会の意見を聴取し、関係部門を担当する取締役の意見も十分に考慮して決定する。
また、この場合には、当該補助者の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- ⑧ 当社または子会社の取締役および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制
エスライングループ各社の取締役および使用人等は、当社の監査等委員会の定める監査等委員会規程に従い、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他当社の監査等委員会が求める報告および情報提供を行わなければならないものとする。
- ⑨ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
エスライングループ各社は、在籍者がコンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制として、通報者のプライバシー保護と不利益処遇禁止保護等通報者の権利保護については、万全に配慮するものとする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員の職務の執行に関する費用や債務の処理については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
エスライングループ各社の役員は、当社の監査等委員会の要請による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、業務の適正を確保する上で、必要な各種会議への当社の監査等委員の出席を確保する。なお、当社は、代表取締役社長および会計監査人それぞれと当社の監査等委員会との間における定期的意見交換会を設置する。また、エスライングループ各社の役員は、監査の実効性確保に係る当社の監査等委員会の意見を十分に尊重するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を通じて、経営の透明性および効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会的責任を全うするため、ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。

その一環として、平成27年6月より監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行により、取締役会は社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役を新たに加えた構成となり、従来にも増して、意思決定の迅速化および監査等委員会による監査・監督機能の強化等が図られ、取締役会全体の実効性が高まっております。

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行について、毎月1回開催する取締役会では、経営方針・法令等で定められた重要な経営課題についての決定を行い、その他日常的な業務の監督・決定・統括等については、常務会（常勤役員および部長で構成・概ね毎週1回開催）という機関のもと、稟議書事項および業務に関して、意思の共有と執行決定を行っております。
- ② 子会社および各支店で発生する諸問題および業務執行の適正化を図るため、グループトップ会議（3ヶ月に1回開催）・本部長会議（隔月開催）を開催し、子会社の取締役や各本部の本部長からの報告を受け、適切な指示を行っております。
- ③ コンプライアンスに対する取り組みとして、全社員に会社が定めたコンプライアンス推進規程を掲載した手帳を携行させ、各種会議時に「コンプライアンス宣言（社員行動基準）」を唱和し、その会議議事録を内部監査部門が内部監査時に確認することにより、法令遵守の徹底を図っております。
- ④ 当社取締役の役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるため、各種トレーニングの機会を取締役会年間計画の中で定めた上で実施しております。
- ⑤ 当社取締役会は、適切な業務執行の決定および監督機能の点から取締役会の実効性を分析・評価するため、毎年、取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対し、記名式アンケートを実施しております。取締役会は、アンケートに記載された取締役の評価結果に基づき、取締役会の実効性を分析・評価しております。取締役会は、本取り組みを通じて、より実効性の高い取締役会の実現を目指してまいります。また、その結果の概要について、当社ウェブサイト上において開示いたしております。
- ⑥ 法令順守およびリスク管理等の徹底のために、「コンプライアンス推進委員会」「リスクマネジメント推進委員会」を設置し、グループ会社の各部署・支店と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実等に積極的に取り組んでおります。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の源を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して確保し向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、また、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案またはこれに類似する行為がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するのではなく、これに應ずるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要かつ十分な情報や時間を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

<中長期的な経営戦略に基づく取り組み>

当社は、多数の投資家の皆様から長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記①の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、陸軍統制令や終戦による統合・分離を経て、昭和22年に「岐阜トラック運輸株式会社」として設立以来、貨物運送事業を中心として、全国配送に向けた輸送路線網の拡大、大量高速輸送時代に先駆けたトレーラー輸送の開始、Sライン日本グループによる全国輸送ネットワーク体制の確立、業界初のオンラインシステム（スリーエスシステム）の稼働、子会社化方式による輸送周辺領域業務の取り組み等、お客様の様々なニーズにお応えすべく注力してまいりました。

また、当社は、グループ体制のさらなる発展と結束力の強化、収益力の向上、また、各事業会社の迅速な意思決定と環境変化にも機動的かつ柔軟な対応を図ることにより企業価値を高めることを目的として、会社分割によって平成18年10月に純粋持株会社体制に移行し、現在に至っております。

当社グループは、貨物自動車運送事業のうち、主に小口商業貨物輸送（特別積合せ）事業を営むエスライングループ6社と地域や顧客に特化した物流サービス全般を行う事業会社15社、そして損害保険代理業や産地直送品販売を行う事業会社2社からなるスワログループで構成され、札幌から鹿児島までを結ぶ路線内に支店・営業所を有しておりますが、主には東京から福岡までの太平洋ベルト地帯を事業基盤としてトラック輸送を中心とした物流関連事業を営んでおります。

当社は、持株会社体制への移行により、運送事業、物品販売事業、情報処理事業、自動車整備事業等、輸送事業とその関連周辺分野を中心とした事業領域において経営資本と管理体制の効率化を推進し、当社グループの一層の利益体質の確立と企業価値の向上を図ることにより、ワンランク上の総合物流企業を目指し、日々注力しております。

<当社の経営理念>

当社は、会社創立以来、社是「和」のもと、「法の精神」、「社会貢献」、「環境と顧客優先」、「全員参加」を経営の基本理念として掲げ、「ときめき（自主性）、ひらめき（創造性）、こだわり（独自性）」の気持ちを持って、事業運営に取り組むことによって、「エスラインブランドを築く」を経営ビジョンとしております。今後につきましても株主の皆様をはじめ取引先、社員、地域社会等ステークホルダーとの深い信頼関係に基づき、着実な事業の発展と企業価値の安定的な向上に向けて注力してまいりたいと考えております。

<当社の中期経営計画>

当社グループは、全国の主要都市を結ぶ輸送事業とその周辺の物流事業をコア事業と位置付け、グループ全社が、「お客様が一番」の価値観を共有しながら、お客様や地域社会に信頼され、喜ばれる「輸配送・物流サービス」を提供することにより、企業価値の安定的な向上に注力してまいりました。

当社グループの主要な事業であります物流関連業界は、国内の貨物輸送量の減少傾向が続く中で、労働力不足による備車費や人件費・外部委託費の増加、労働時間の制約による輸送供給力の低下等の課題も多く、当社グループを取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

他方、お客様からは「物流のさらなる効率化を図りたい」「自社ビジネスの優位性を高める物流を構築したい」など、輸配送や物流に関する要請も多く寄せられています。

このような物流環境下のもと、当社は、会社設立70周年の記念の年にあたります2017年3月期事業年度をスタートラインとして、今まで以上にサービスレベルの向上と事業領域の拡大を図ることにより、“安心・安全で、信頼される物流企業”でありたいとの思いから、「エスラインブランドの確立に向けて」をスローガンとした中期経営計画を策定し、経営目標の達成に向けて、当社グループ一丸となって取り組んでおります。

基本方針『エスライングループの総合力で、お客様に喜ばれる物流を提供する』のもと、次の4つの施策を実践して、経営目標達成に向けて努力してまいります。

- ① 輸配送サービス事業の収益確保
特別積合せ輸送事業を中心に、輸配送ネットワークを強化し、安定収益を確保する。
- ② 物流サービス事業の積極展開
物流サービスの質を高めるとともに、輸配送サービスとの連携を強化し、事業領域の拡大を図る。

- ③ 人材と物流ノウハウの育成
安定した雇用体制と、物流マインド（物流に興味を持ち、熱い気持ちで物流業務に取り組む姿勢、物流を通じてお客様により良いサービスを提供したいと思う気持ち）を育む教育体制を充実し、人材の確保と育成に努める。
- ④ 経営品質の向上
環境と安全に配慮した企業活動により、高品質の物流サービスを提供する。コンプライアンス体制を強化し、社会から信頼される企業を目指す。

<経営目標>

	2019年3月期（最終年度）
営業収益	500億円
経常利益	18億円
ROE	6.5%
自己資本比率	50%以上

- ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み
当社は、平成29年6月29日開催の第78期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして導入しておりました、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、従前のプランの一部内容の修正（以下、アからウのとおり）を行い、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することについて、株主の皆様にご承認をいただいております。

本プランの従前のプランからの主な変更点は以下のとおりです。

- ア. 「大規模買付者から当社への必要情報の提供」について、当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた必要情報に加えて、追加的に情報提供を求める場合の期限を「最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする」旨を新たに決めました。
- イ. 「取締役会の決議、および株主総会の開催」について、大規模買付行為に対する対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合は、「大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない」旨を明確化するため新たに決めました。
- ウ. その他内容の解釈を明確にするための語句の修正、文言の整理等を行いました。

次に、本プランの概要は以下のとおりです。

ア. 当社株式の大規模買付行為等

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

イ. 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、取締役会に対し事前に、大規模買付者による意向表明書（大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含み、所定の内容を日本語で記載した文書）を提出したうえで、所定の必要かつ十分な情報の提供（情報が十分でない場合は追加情報を提出、なお、追加的に情報提出を求める場合の期限を、最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする）し、取締役会による一定の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）または株主検討期間を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に、大規模買付行為を開始するというものです。

ウ. 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、対抗措置をとることがあります。

エ. 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

オ. 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成32年6月30日までに開催予定の当社第81期定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

- ④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みであり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および金融商品取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること ③株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること ④独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること ⑤デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、企業価値の向上と株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、事業の効率化および拡大に必要な内部留保の充実を勘案しつつ、安定的な配当の継続と、当社グループの経営成績や経営環境の変化に応じた適切な利益還元を行うことを基本方針としております。

(注) 本事業報告は、次により記載いたしております。

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 千株単位の株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
3. 前期比および前期増減率は、表示単位未満を四捨五入しております。
4. 出資比率および持株比率は、表示単位未満を切り捨てております。
5. 企業集団の営業収益等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,261	流動負債	7,945
現金及び預金	4,423	支払手形	601
受取手形	380	営業未払金	4,583
営業未収入金	5,662	短期借入金	460
貯蔵品	75	1年内返済予定の長期借入金	507
繰延税金資産	239	リース債務	44
その他	479	未払法人税等	355
貸倒引当金	△1	賞与引当金	461
		役員賞与引当金	37
固定資産	22,793	設備関係支払手形	3
有形固定資産	20,374	その他の	891
建物及び構築物	6,575	固定負債	6,003
機械装置及び運搬具	2,171	長期借入金	834
土地	10,706	リース債務	135
リース資産	170	繰延税金負債	1,552
建設仮勘定	619	役員退職慰労引当金	104
その他	130	役員株式給付引当金	12
無形固定資産	96	退職給付に係る負債	2,885
その他	96	資産除去債務	265
投資その他の資産	2,321	その他	212
投資有価証券	1,352	負債合計	13,948
退職給付に係る資産	31	(純資産の部)	
繰延税金資産	86	株主資本	20,072
その他	859	資本金	2,237
貸倒引当金	△9	資本剰余金	2,946
資産合計	34,054	利益剰余金	14,965
		自己株式	△77
		その他の包括利益累計額	32
		その他有価証券評価差額金	186
		退職給付に係る調整累計額	△153
		純資産合計	20,105
		負債純資産合計	34,054

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営	業	収	益		46,858
営	業	原	価		43,751
営	業	利	益		3,107
販	費	総	一		1,652
営	業	及	般		1,455
営	業	外	利		
	受	取	利	息	0
	受	取	配	金	25
	仕	入	割	引	8
	受	取	手	料	10
	受	取	賃	料	27
	助	成	金	収	22
	持	分	法	投	3
	そ	の	よ	資	6
営	業	外	費	用	
	支	払	利	息	7
	売	上	割	引	3
	株	式	付	費	8
	債	権	却	損	15
	そ	の		他	0
経	常	利	益		35
特	別	利	益		1,525
	固	資	産	売	33
	投	有	価	証	17
	そ	の		他	0
特	別	損	失		
	固	資	産	除	15
	減	損	損	損	16
	賃	借	契	約	8
	投	有	価	証	0
	資	有	価	証	0
税	等	調	整	前	
法	人	税	、	住	
法	人	税	等	調	
当	期	純	利	益	
親	会	社	株	主	
					612
					△62
					1,536
					550
					986
					986

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,938	2,647	14,136	△0	18,722
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	299	299			598
剰 余 金 の 配 当			△158		△158
親会社株主に帰属する 当期純利益			986		986
自己株式の取得				△77	△77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	299	299	828	△77	1,349
当 期 末 残 高	2,237	2,946	14,965	△77	20,072

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	184	△254	△69	18,653
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				598
剰 余 金 の 配 当				△158
親会社株主に帰属する 当期純利益				986
自己株式の取得				△77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1	100	102	102
当 期 変 動 額 合 計	1	100	102	1,452
当 期 末 残 高	186	△153	32	20,105

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,189	流動負債	185
現金及び預金	385	営業未払金	19
営業未収入金	20	未払金	5
関係会社短期貸付金	703	未払法人税等	5
繰延税金資産	2	預り金	149
その他	78	役員賞与引当金	5
貸倒引当金	△1	その他	0
固定資産	10,044	固定負債	347
無形固定資産	10	繰延税金負債	297
ソフトウェア	10	役員退職慰労引当金	47
投資その他の資産	10,034	役員株式給付引当金	3
投資有価証券	1,099	負債合計	533
関係会社株式	2,928	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	6,015	株主資本	10,606
その他	3	資本金	2,237
貸倒引当金	△12	資本剰余金	3,056
資産合計	11,233	資本準備金	2,299
		その他資本剰余金	756
		利益剰余金	5,390
		利益準備金	351
		その他利益剰余金	5,039
		別途積立金	70
		繰越利益剰余金	4,969
		自己株式	△77
		評価・換算差額等	92
		その他有価証券評価差額金	92
		純資産合計	10,699
		負債純資産合計	11,233

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		626
営 業 総 利 益		626
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		297
営 業 利 益		328
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	22	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	18	
そ の 他	1	58
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	8	
そ の 他	0	8
経 常 利 益		378
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	17	17
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		396
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5	
法 人 税 等 調 整 額	△1	4
当 期 純 利 益		391

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金	資 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金
		資 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金	別 立 途 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,938	2,000	756	2,756	351	70	4,735
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	299	299		299			
剰 余 金 の 配 当							△158
当 期 純 利 益							391
自 己 株 式 の 取 得							
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	299	299	—	299	—	—	233
当 期 末 残 高	2,237	2,299	756	3,056	351	70	4,969

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 値 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	5,156	△0	9,851	97	97	9,949
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行			598			598
剰 余 金 の 配 当	△158		△158			△158
当 期 純 利 益	391		391			391
自 己 株 式 の 取 得		△77	△77			△77
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				△4	△4	△4
当 期 変 動 額 合 計	233	△77	755	△4	△4	750
当 期 末 残 高	5,390	△77	10,606	92	92	10,699

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

株式会社エスライン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスラインの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

株式会社エスライン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスラインの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

株式会社エスライン 監査等委員会

監査等委員（常勤）	辻	上	忠	範	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	中	村	正	Ⓕ	
監査等委員（社外取締役）	岡	本	実	Ⓖ	

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社グループは、企業価値の向上と株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、事業の効率化および拡大に必要な内部留保の充実を勘案しつつ、安定的な配当の継続と、当社グループの経営成績や経営環境の変化に応じた適切な利益還元を行うことを基本方針としております。

また当社は、平成30年3月20日をもちまして、東京証券取引所および名古屋証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様の温かいご支援・ご協力の賜物と、心より感謝申し上げます。

当期の期末配当につきましては、当社グループを取り巻く事業環境は依然厳しい状況が続くものと思われませんが、株主の皆様のご支援にお応えするために、前期に比べ1円増配し、1株当たり普通配当を15円とし、また、東京証券取引所および名古屋証券取引所市場第一部銘柄指定記念配当として2円を加え、合計17円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、188,613,555円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」（以下、本議案において「取締役」といいます。）9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会からは特段の意見はありませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位および担当	当事業年度における 取締役会への出席状況
1	再任 <small>やまぐち</small> 山口 <small>よしひこ</small> 嘉彦	取締役社長	22回全てに出席
2	再任 <small>むらせ</small> 村瀬 <small>ひろぞう</small> 博三	取締役副社長（管理部門統括）	22回全てに出席
3	再任 <small>くわばら</small> 桑原 <small>ひとし</small> 等	取締役（輸送関連業務担当）	22回全てに出席
4	再任 <small>しらき</small> 白木 <small>たけし</small> 武	取締役（経営企画・財務・IR・ 統制業務担当）	22回全てに出席
5	再任 <small>かとう</small> 加藤 <small>こういち</small> 孝一	取締役（輸送関連業務担当）	22回全てに出席
6	再任 <small>あおき</small> 青木 <small>こういち</small> 浩一	取締役（総務・法務・広報業務担当）	22回全てに出席
7	再任 <small>ほりえ</small> 堀江 <small>しげゆき</small> 繁幸	取締役（輸送業務担当）	22回全てに出席
8	再任 <small>むらせ</small> 村瀬 <small>あきじ</small> 明治	取締役（輸送業務担当）	22回全てに出席
9	再任 <small>かさい</small> 笠井 <small>だいすけ</small> 大介	取締役（輸送業務担当）	22回全てに出席

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 <p>やま ぐち よし ひこ 山 口 嘉 彦 (昭和31年12月5日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 昭和63年11月 当社取締役労務課長 平成6年2月 当社常務取締役 平成10年6月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役社長 現在に至る</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>(株)エスラインギフ 取締役社長 (株)エスライン九州 取締役会長 (株)エスラインヒダ 取締役会長 (株)スリーエス物流 取締役会長 (株)エスライン奈良 取締役会長 (株)スワロー物流東京 取締役会長 (株)エスライン郡上 取締役会長 (株)スワロー急送 取締役会長 (株)エスラインミノ 取締役会長 (株)エスライン各務原 取締役会長 (株)エスライン羽島 取締役会長</p>	67,714株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成17年に取締役社長に就任して以来、当社グループの長および取締役会の議長としてリーダーシップを発揮し、業容拡大に向けグループ全社を牽引しております。また、運輸業界団体他関連団体の要職を歴任し、豊富な人脈と経験をもって業界および地域の発展に貢献してきたという実績を踏まえ、さらなる収益拡大と企業価値向上の実現のために、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
2	 <p>むら せ ひろ ぞう 村 瀬 博 三 (昭和20年3月29日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和45年3月 当社入社 昭和59年11月 当社取締役電算部次長 平成2年6月 当社常務取締役 平成10年6月 当社専務取締役 平成18年10月 当社専務取締役（経営企画、人事、財務、IR、CSR担当） 平成20年3月 当社専務取締役（経営企画、人事、財務、IR、CSR、内部統制担当） 平成21年6月 当社取締役副社長（管理部門統括兼財務・経理業務担当） 平成29年6月 当社取締役副社長（管理部門統括） 現在に至る</p>	311,814株
<p>【取締役候補者とした理由】 昭和59年に取締役に就任して以来、主に電算・経営企画・人事・財務担当を経て、平成21年から取締役副社長を務めており、当社グループの経営全般に関する豊富な業務経験を有しております。その業務経験と管理部門の事業運営に関する知見をもとに、当社グループの収益拡大と持続的な成長の実現のために推進役として取り組んでいることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 <p>くわ ばら ひとし 桑 原 等 (昭和19年12月8日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>昭和38年3月 当社入社 平成8年6月 当社取締役西日本事業部長 平成14年3月 当社常務取締役 平成18年10月 当社取締役(特積担当) 平成21年6月 当社取締役(輸送業務担当) 平成24年2月 当社取締役(輸送関連業務担当) 現在に至る</p> <p>【重要な兼職の状況】 (株)エスラインヒダ 取締役社長</p>	5,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成8年に取締役に就任して以来、主に当社の主力である特別積合せ輸送業務全般に携わり、そこで培った豊富な業務経験をもとに、平成24年から当社子会社の取締役社長として、当社グループの収益拡大に多大な貢献をしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	 <p>しら き たけし 白 木 武 (昭和27年9月12日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役電算センター部長 平成18年10月 当社取締役(情報担当) 平成21年6月 当社取締役(経営企画・統制業務担当) 平成29年6月 当社取締役(経営企画・財務・IR・統制業務担当) 現在に至る</p>	38,072株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成10年に取締役に就任して以来、主に電算・経営企画・統制業務担当を務め、当社グループ内のシステム構築およびグループ会社の統制業務に関する豊富な業務経験を有しており、中期経営計画の企画立案や、グループ会社の各施策の推進活動の責任者として取り組んでいることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	 <p>かとう こういち 加藤 孝一 (昭和24年7月23日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和43年4月 当社入社 昭和62年8月 (株)宅配百十番一宮(現(株)スリーエス物流) 出向 平成17年6月 当社取締役 平成21年6月 当社取締役(輸送関連業務担当) 現在に至る</p> <p>【重要な兼職の状況】 (株)スリーエス物流 取締役社長</p>	7,960株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成16年に当社子会社の取締役社長に就任して以来、長きにわたりグループ会社の経営に携わり、そこで培った豊富な業務経験をもとに、当社グループのさらなる業容拡大・持続的な成長に貢献しております。また、引越しサービスワーキンググループのリーダーとしても品質向上と事業拡大に取り組んでいることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
6	 <p>あお き こういち 青木 浩一 (昭和31年12月11日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成18年6月 当社取締役総務部部长 平成18年10月 当社取締役(総務、法務、広報担当) 平成21年6月 当社取締役(総務・法務・広報業務担当) 現在に至る</p>	5,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成18年に取締役に就任して以来、主に総務担当を務めており、当社グループにおける総務・法務関連業務をはじめ、物流関連施設の建設計画の立案や不動産関連事業等に関する豊富な業務経験を有しております。また、コーポレート・ガバナンス体制の強化をはじめ管理部門の運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	 <p>ほり えいじ けい さい 堀 江 繁 幸 (昭和34年12月14日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</p>	<p>昭和60年5月 当社入社 平成18年6月 当社取締役岐阜ブロック長兼岐阜支店長 平成18年10月 会社分割により当社取締役辞任 平成21年6月 当社取締役(輸送業務担当) 現在に至る</p>	183,364株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成18年に取締役に就任して以来、主に当社の主力である特別積合せ輸送業務および物流関連事業全般に携わり、豊富な業務経験を有しております。そこで培った経験を活かして物流サービス全般に亘る事業拡大や、ホームサービス部門の収支改善に取り組んでいることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	 <p>むら せ あき じ 村 瀬 明 治 (昭和26年2月10日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</p>	<p>昭和48年3月 当社入社 平成18年6月 当社取締役東京本部部長兼東京ブロック長 平成18年10月 会社分割により当社取締役辞任 平成20年2月 (株)スワロー物流東京 取締役社長 平成24年6月 当社取締役(輸送業務担当) 現在に至る</p>	11,153株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成18年に取締役に就任して以来、主に当社の主力である特別積合せ輸送業務および物流関連事業全般に携わり、豊富な業務経験を有しております。そこで培った経験を活かして事業収益拡大・輸送効率改善のための施策を推し進めております。また、引越しサービスワーキンググループのリーダーとしても品質向上と事業拡大に取り組んでいることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

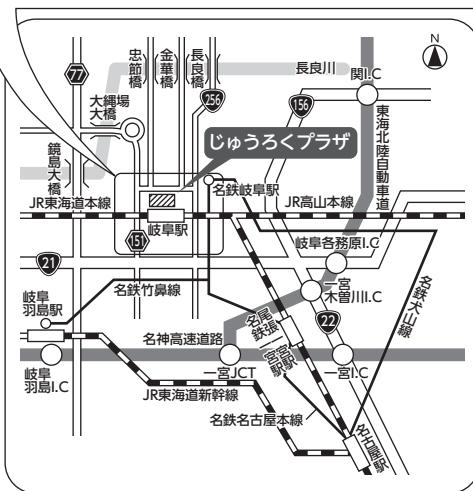
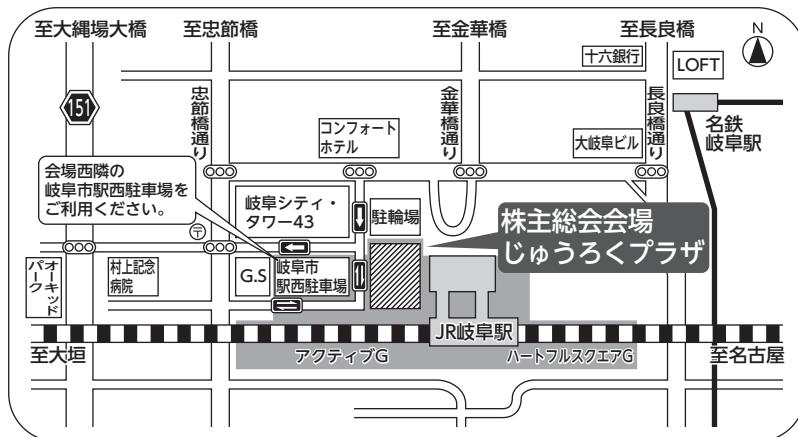
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
9	 <p data-bbox="266 444 556 518">かさ い だい すけ 笠 井 大 介 (昭和46年5月11日生)</p> <div data-bbox="352 530 473 583" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再 任</div>	<p data-bbox="586 175 1124 344">平成6年3月 当社入社 平成21年3月 (株)スワローロジックス取締役社長 平成24年6月 当社取締役(輸送関連業務担当) (株)エスラインミノ 取締役社長 平成25年3月 (株)エスライン各務原 取締役社長 平成27年6月 当社取締役(輸送業務担当) 現在に至る</p>	128,366株
<p data-bbox="278 595 560 616">【取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="278 616 1321 712">平成21年に当社子会社の取締役社長に就任して以来、複数のグループ会社の経営に携わり、物流関連事業についての多彩な業務経験を有しております。そこで培った経験を活かし、ホームサービス部門において、家電配送業務の事業拡大推進と業務効率向上に取り組んでいることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1.(1) 取締役候補者山口嘉彦氏は、(株)エスラインギフの取締役社長および(株)エスライン九州、(株)エスラインヒダ、(株)スリーエス物流、(株)エスライン奈良、(株)スワロー物流東京、(株)エスライン郡上、(株)スワロー急送、(株)エスラインミノ、(株)エスライン各務原、(株)エスライン羽島の取締役会長を兼務し、これらの子会社は、当社の事業運営会社として主に貨物自動車運送事業(株)エスラインギフは、その他に旅客自動車運送事業)を営んでおります。
- (2) 取締役候補者桑原 等氏は、(株)エスラインヒダの取締役社長を兼務し、この子会社は、当社の事業運営会社として主に貨物自動車運送事業を営んでおります。
- (3) 取締役候補者加藤孝一氏は、(株)スリーエス物流の取締役社長を兼務し、この子会社は、当社の事業運営会社として主に貨物自動車運送事業を営んでおります。
2. 取締役候補者山口嘉彦氏の所有株式数には、(有)美美興産(同氏およびその親族が株式を保有する資産管理会社)が所有する株式数1,323,240株を含めておりません。
3. その他の各取締役候補者と会社および子会社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

(会場) じゅうろくプラザ 5階 大会議室
 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11
 T E L. (058) 262-0150(代)



〔交通機関のご案内〕

- JR岐阜駅より…………… 徒歩/約 2分
- 名鉄岐阜駅より…………… 徒歩/約 7分
- 岐阜各務原I.C.より約10km…………… 車/約20分
- 岐阜羽島I.C.より約15km…………… 車/約30分

〔駐車場のご案内〕

- 岐阜市駅西駐車場
 ※会場受付にて駐車サービス券をご用意しておりますので、岐阜市駅西駐車場をご利用ください。
 ※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。
- 会場建物内および周辺は全面禁煙となっておりますので、ご了承ください。



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

